

平成25年度（第9期）

知床・羅臼まちづくり基金
報告書



世界自然遺産の町・知床らうす

北海道羅臼町

社会投資家である寄付者や町内外のみなさまへ

みなさまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本町のまちづくりに格別のご支援、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

ここに、知床・羅臼まちづくり基金（以下、基金）の平成25年度（第9期）事業報告をさせていただきます。

この基金は、渡辺清氏（寄付市場協会【J a D o M a C】会長）のご提案を受けて平成17年6月（北海道で4番目、全国で7番目）に導入いたしました。基金の仕組みは、町が提示した政策メニューの中から寄付者の方々が寄付金で選択することから、選挙に例えて「寄付による投票」と呼ばれています。寄付者の社会的ニーズを寄付金という形で汲み取り、政策に反映させようとするものです。この意味において、寄付者は「もう一人の投票者」であると同時に公益（パブリックベネフィット）を受け取ろうとする「社会投資家」とも言えます。

平成17年7月に世界自然遺産に登録された「知床」に位置する羅臼町では、「知床の自然保護・保全事業」を柱とし、平成24年7月に知床らうす国民健康保健診療所を開所した「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業（診療所建設事業）」、北方領土に隣接する町として、未だ進展のない北方領土問題の返還に向けた取り組みを行うための「北方領土返還運動事業」、また昨年7月には老朽化した中学校の教育環境の整備を目的とした「中学校改築事業」を政策メニューに加えさせていただいたところです。

これらの政策メニューに対し多くの賛同者を得て、基金への寄付は、第1期16,239,441円、第2期22,669,000円、第3期5,829,400円、第4期6,856,411円、第5期は24,618,497円、第6期は60,069,062円、第7期は22,054,314円、第8期は16,468,608円、9期は19,986,788円となっており、これまでの総額は194,791,521円（平成26年3月末）に達しました。

一方、運用益として342,367円の基金利子が生じており、基金総額では195,133,888円となりました。

地方自治を取り巻く環境は、「平成の大合併」や「三位一体改革」などによって激変をしており、加えて人口減少、少子高齢化が、今後ますます進むことが推測されます。

当町においても、こうした環境の変化を背景に「地域格差」や「医療格差」といった格差社会に直面しており、財政的にも大変厳しく、町政運営も極めて厳しい状況の中、医師・看護師の不足により町民の生命を守る医療体制の維持に支障が生じている状況にあります。

こうした中で、自立のまちづくりを目指している羅臼町にとっては、今後も厳しい町政を余儀なくされるものと思われ、寄付を通じた新たな地方自治を確立すべく努力してまいる所存であります。ご寄付いただいた寄付金は、その目的を達成するために有効に活用させていただき、「世界自然遺産・知床」を保護し、将来を担う次世代に引き継ぐほか、町民が安心して暮らせる地域社会、住民参加の自治体運営を目指して参りたいと考えております。

みなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成26年 7月

羅臼町長 脇 紀美夫

知床羅臼まちづくり基金状況報告

1 寄付の概況

平成25年度（第9期）は、総額19,986,788円、延べ32件の寄付の申し込みがありました。

政策メニュー別では、「知床の自然保護・保全事業」が5,890,649円で4件、「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業（診療所建設事業）」が400,000円で9件、「北方領土返還運動事業」が420,000円で3件、また、あらたに政策メニューに加えられました「中学校改築事業」に13,276,139円で16件でした。

地域別では、町内が12,386,139円で19件、町内を含まない道内が1,580,649円で5件、また、道外では東京都が350,000円で4件、神奈川県が70,000円で2件、大阪府が5,600,000円で2件となっており、道外の各地域の総計は6,020,000円で8件となっています。個人・団体別では、個人が1,520,000円で16件、団体が18,466,788円で16件となっており、個人1件当たりの平均額は95,000円、団体の1件当たりの平均額は1154,174円となっています。

2 基金の処分

平成25年度は「知床の自然保護・保全事業」については目標額に達しているため、基金の一部を使用してルサ地域から相泊地区へのヒグマ及びエゾシカ侵入防止対策事業を行いました。

「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業（診療所建設事業）」については、平成24年7月に開設されました「知床らうす国民健康保険診療所」の建設費へ充当されており、引き続き医療体制拡充のため基金の積み立てを行っております。

「北方領土返還運動事業」については目標額に達しておりますが、優先事業について検討中であり基金処分は行っておりませんが、今後より良い有効活用を図り、事業を展開していきます。

「中学校改築事業」につきましては、寄付金額が当面の目標としている事業の概算事業費に達していないために、寄金処分は行っておりません。

【基金の処分状況】

年 度	知床の自然保護・保全事業	医療・保健・福祉の まちづくり事業	北方領土返還運動事業
平成 22 年度	—	—	620,500 円 (啓発看板修繕)
平成 23 年度	3,120,255 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	136,730,000 円 (診療所建設事業)	—
平成 24 年度	6,522,600 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	—	—
平成 25 年度	5,660,760 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	—	—



平成 22 年度に修繕した北方領土返還啓発看板



平成 24 年 7 月に開設した知床らうす国民健康保険診療所



平成 23～25 年度に整備されたヒグマ・エゾシカ侵入防止対策事業

3 寄付の受入れデータ

(1) 年度別データ

(単位：件数=件・人数=人・金額=円)

	平成21年度以前		平成22年度		平成23年度	
	寄付額	件数	寄付額	件数	寄付額	件数
知床の自然保護・保全事業	5,043,391	63	425,218	3	5,592,541	6
医療・保健・福祉のまちづくり事業 (診療所建設事業)	65,735,358	165	59,038,844	51	15,761,773	44
北方領土返還運動事業	5,404,000	19	605,000	4	700,000	4
指定なし	30,000	3	—	—	—	—
合計	76,212,749	250	60,069,062	58	22,054,314	54
運用益	291,702	—	17,716	—	24,476	—
基金取り崩し	—	—	682,500	—	139,850,255	—
基金合計						

	平成24年度		平成25年度		合計	
	寄付額	件数	寄付額	件数	寄付額	件数
知床の自然保護・保全事業	9,387,608	4	5,890,649	4	26,339,407	80
医療・保健・福祉のまちづくり事業 (診療所建設事業)	1,101,000	15	400,000	9	142,036,975	284
北方領土返還運動事業	550,000	3	420,000	3	7,679,000	33
中学校改築事業	5,430,000	12	13,276,139	16	18,706,139	28
指定なし	—	—	—	—	30,000	3
合計	16,468,608	34	19,986,788	32	194,791,521	428
運用益	2,737	—	5,736	—	342,367	—
基金取り崩し	6,522,600	—	5,810,760	—	152,866,115	—
基金合計					42,267,773	

	平成21年度以前			平成22年度			平成23年度		
	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数
個人・団体	76,212,749	250	234	60,069,062	58	55	22,054,314	54	50
うち個人	9,894,619	103	96	16,395,000	33	30	12,575,000	36	32
うち団体	66,318,130	147	138	43,673,012	24	24	9,479,314	18	18
匿名のため不明	—	—	—	1,050	1	1			
地域別	76,212,749	250	234	60,069,062	58	55	22,054,314	54	50
うち町内	58,551,686	155	149	56,397,794	43	41	14,630,362	36	32
うち道内 (町内除く)	11,285,063	41	39	3,160,218	10	10	1,773,952	13	13
うち全国 (町内・道内除く)	6,376,000	54	46	510,000	4	3	5,650,000	5	3
匿名のため不明	—	—	—	1,050	1	1			
1件あたり寄付額	304,851			1,035,673			408,413		
個人1人あたり寄付額	109,940			546,500			392,969		
団体1組あたり寄付額	526,334			1,819,709			526,629		

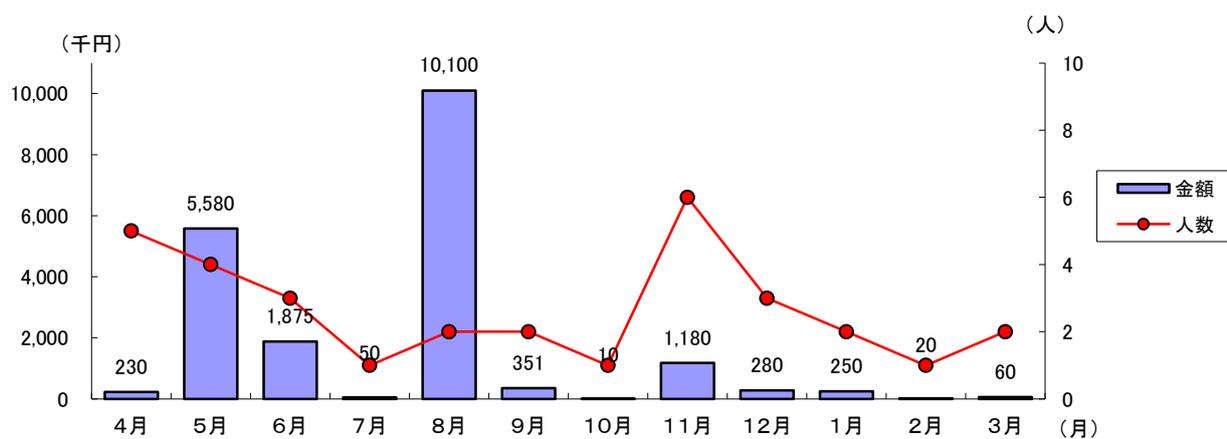
	平成24年度			平成25年度			前年対比(24対25年度)		
	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数
個人・団体	16,468,608	34	33	19,986,788	32	32	121.4%	94.1%	97.0%
うち個人	4,801,000	22	21	1,520,000	16	16	31.7%	72.7%	76.2%
うち団体	11,617,608	12	12	18,466,788	16	16	159.0%	133.3%	133.3%
匿名のため不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別	16,468,608	34	33	19,986,788	32	32	121.4%	94.1%	97.0%
うち町内	3,331,000	18	17	12,386,139	19	19	371.8%	105.6%	111.8%
うち道内 (町内除く)	3,937,608	8	8	1,580,649	5	5	40.1%	62.5%	62.5%
うち全国 (町内・道内除く)	9,200,000	8	8	6,020,000	8	8	65.4%	100.0%	100.0%
匿名のため不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1件あたり寄付額	484,371			624,587			128.9%		
個人1人あたり寄付額	218,227			95,000			43.5%		
団体1組あたり寄付額	968,134			1,154,174			119.2%		

(2) 月別データ

(単位：件数=件・人数=人・金額=円)

	知床の自然 保護・保全事業		医療・保健・福祉の まちづくり事業		北方領土 返還運動事業		中学校改築事業		指定なし		合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	件数	金 額	件数	人数	金 額
4月			4	180,000			1	50,000			5	5	230,000
5月	1	5,500,000	2	60,000			1	20,000			4	4	5,580,000
6月	1	375,649			-	-	2	1,500,000	-	-	3	3	1,875,649
7月					-	-	1	50,000	-	-	1	1	50,000
8月					1	100,000	1	10,000,000			2	2	10,100,000
9月					1	300,000	1	51,139	-	-	2	2	351,139
10月	1	10,000									1	1	10,000
11月	1	5,000	2	150,000			3	1,025,000			6	6	1,180,000
12月							3	280,000			3	3	280,000
1月							2	250,000			2	2	250,000
2月					1	20,000					1	1	20,000
3月			1	10,000			1	50,000			2	2	60,000
第9期合計	4	5,890,649	9	400,000	3	420,000	16	13,276,139	-	-	32	32	19,986,788

月別グラフ

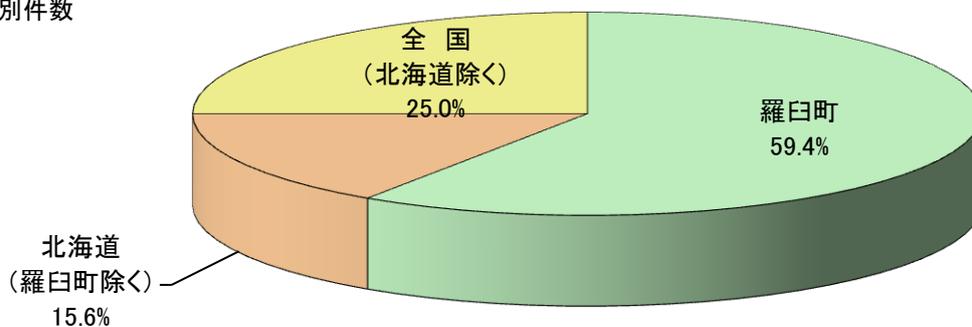


(3) 地域別データ

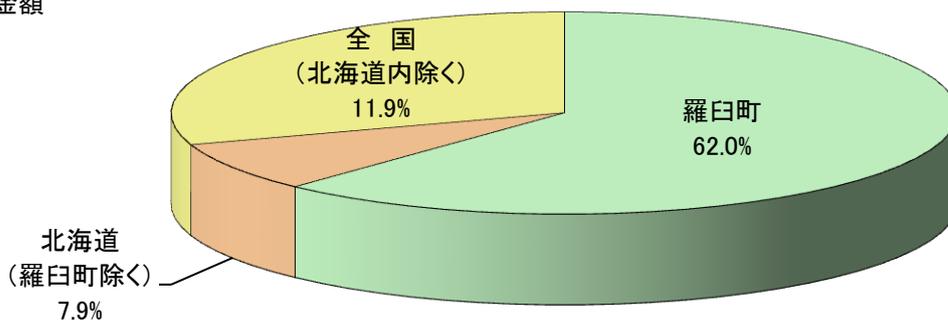
(単位：件数=件・人数=人・金額=円)

	知床の自然 保護・保全事業		診療所建設事業		北方領土 返還運動事業		中学校 改築事業		指定なし		合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	件数	人数	金 額
羅臼町			8	250,000			11	12,136,139			19	19	12,386,139
北海道 (羅臼町除く)	2	380,649	1	150,000			2	1,050,000			5	5	1,580,649
全 国 (北海道内除く)	2	5,510,000			3	420,000	3	90,000			8	8	6,020,000
東京都	1	10,000			2	320,000	1	20,000			4	4	350,000
大阪府	1	5,500,000			1	100,000					2	2	5,600,000
神奈川県							2	70,000			2	2	70,000
不 明													
第9期合計	4	5,890,649	9	400,000	3	420,000	16	13,276,139			32	32	19,986,788

地域別件数



地域別金額

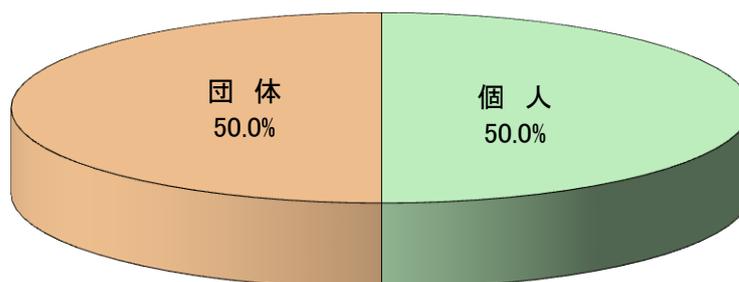


(4) 個人・団体別データ

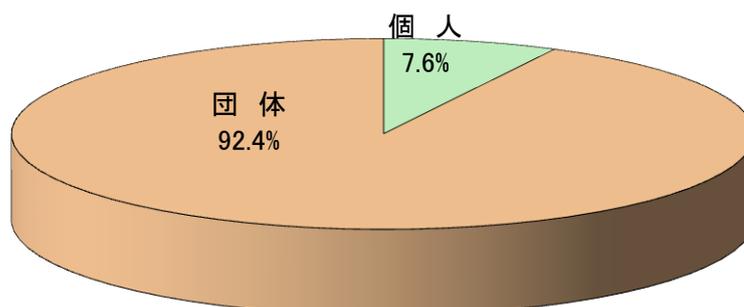
(単位：件数=件・人数=人・金額=円)

	知床の自然 保護・保全事業		診療所建設事業		北方領土 返還運動事業		中学校 改築事業		指定なし		合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	件数	人数	金 額
個 人	2	15,000	6	100,000			8	1,405,000	-	-	16	16	1,520,000
札幌 らうす会	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
東京 らうす会	-	-	-	-	-	-	2	70,000	-	-	2	2	70,000
団 体	2	5,875,649	3	300,000	3	420,000	8	11,871,139	-	-	16	16	18,466,788
札幌 らうす会	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
東京 らうす会	-	-	-	-	-	-	1	20,000	-	-	1	1	20,000
匿名のため 不明	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
第9期合計	4	5,890,649	9	400,000	3	420,000	16	13,276,139	-	-	32	32	19,986,788

個人・団体別人数



個人・団体別金額



(5) 個人の寄付者の方々

氏名	住所	政策メニュー			
		知床の自然保全	診療所建設	北方領土返還	中学校改築
木下 よしこ	北海道羅臼町	—	非公開	—	—
村椿 冴子	北海道羅臼町	—	非公開	—	—
川端 数子	北海道羅臼町	—	非公開	—	—
泉澤 清人	北海道羅臼町	—	30,000	—	—
泉澤 ケイ子	北海道羅臼町	—	30,000	—	—
太田 利雄	神奈川県横須賀市	—	—	—	20,000
扇 禮子	北海道札幌市	5,000	—	—	—
吉岡 和守	北海道札幌市	—	—	—	1,000,000
三宅 悠介	北海道羅臼町	—	—	—	非公開
村松 啓史	北海道羅臼町	—	—	—	30,000
田中 松美	神奈川県横浜市	—	—	—	50,000
櫻井 房雄	北海道羅臼町	—	—	—	50,000
錦見 剛	北海道羅臼町	—	10,000	—	—

※氏名等の個人情報の掲載については、ご本人に了解を得ています。

掲載の順序については、寄付の受付日順で表記しています。

※平成25年（第9期）において、指定なしの寄附はありませんでした。

(6) 団体の寄付者の方々

氏名	住所	政策メニュー			
		知床の自然保全	診療所建設	北方領土返還	中学校改築
北海道行政書士会根支部	北海道根室市	—	150,000	—	—
東京らうす会	神奈川県横浜市	—	—	—	20,000
ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市	5,500,000	—	—	—
有限会社三好水産	北海道羅臼町	—	—	—	500,000
有限会社中谷漁業部	北海道羅臼町	—	—	—	1,000,000
北海道コカ・コーラ ボトリング株式会社	北海道札幌市	375,649	—	—	—
羅臼ライオンズクラブ	北海道羅臼町	—	—	—	50,000
宗教法人念法真教	大阪府大阪市	—	—	100,000	—
有限会社川上水産	北海道羅臼町	—	—	—	10,000,000
UAゼンセン同盟	東京都千代田区	—	—	300,000	—
フライフィッシング倶楽部	北海道羅臼町	—	—	—	51,139
大和山チャリティーバザー実行委員会	北海道羅臼町	—	50,000	—	—
有限会社小林商店	北海道羅臼町	—	100,000	—	—
株式会社クレア	北海道中標津町	—	—	—	50,000
有限会社みさき水産	北海道羅臼町	—	—	—	200,000
船橋地区連合町会、船橋会	東京都世田谷区	—	—	20,000	—

※掲載の順序については、寄付の受付日順で表記しています。

※平成25年（第9期）において、指定なしの寄附はありませんでした。

(7) 寄付者からのメッセージ

日付	メッセージ	住所	区分
H25. 4. 18	今までお世話になった羅臼町へ少しでもお役に立てればと思い、お祝いの一部を寄付させていただきます。	北海道羅臼町	個人
H25. 11. 11	主人が自転車で北海道を一周した際、羅臼町の方にやさしくしていただきました。ありがとうございました。	東京都福生市	個人

4 基金の歩み

平成17年 4月26日	まちづくり講演会で、渡辺清氏（旧 NPO 法人ホームタウン・ドナー・クラブ）が『寄付による投票条例で個性的なまちをつくろう』と題して講演。町民約84名が参加。
平成17年 5月13日	羅臼町自立プラン検討委員会に、通称「寄付による投票条例」の設置について意見聴取。多数の委員から、早期に条例設置の意見が上がる。
平成17年 6月22日	議会に条例案を提案し、全会一致で可決。
平成17年 7月20日	全日空が社会貢献事業の一環として、ANAマイレージ会員に対して世界自然遺産・知床の保全事業のために寄付マイルの募集を始める。期間は8月31日までで、寄付額は28万円に達する。
平成17年10月13日	静岡県掛川市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
平成17年12月26日	寄付金が1千万円を超える。
平成18年 5月 9日	静岡県三島市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
平成18年 5月18日	東京都国分寺市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
平成19年 7月18日	埼玉県戸田市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
平成20年 8月20日	寄付件数が200件に達する。
平成20年 9月22日	寄付金が5千万円を超える。
平成22年10月 7日	紋別郡興部町議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
平成22年12月22日	寄付金が1億円を超える。
平成23年 2月25日	寄付件数が300件に達する。
平成23年 5月 6日	寄付人数が300人に達する。
平成23年 8月31日	ダイキン工業株式会社社長が知床を訪れた際に、知床の自然に感銘を受け、この自然を保護したいという思いから寄付を申し込む。寄付額は500万円。
平成23年 8月31日	寄付金が1億5千万円を超える。
平成24年 7月 2日	知床らうす国民健康保険診療所が開設。
平成24年 7月20日	事業の種類に「中学校改築に関する事業」を追加する。
平成25年 4月22日	寄付件数が400件に達する。
平成26年 1月24日	寄付人数が400人に達する。

知床羅臼まちづくり基金の概要

1 知床・羅臼まちづくり基金の目的

住民の方々が寄付という形で、積極的にまちづくりに参加できることは、町の本来の姿です。住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりを目的としています。

2 寄付の使い道

知床・羅臼まちづくり基金へ寄せられた寄付金は、基金として積み立てます。基金は必要に応じて取り崩し、4つの特定の事業に使われます。

※特定事業については、別紙政策メニューリストを参照願います。

3 寄付の申し込み方

① 「寄付申込書」で寄付の使い道を指定し、お申し込み下さい。

(寄付の使い道の指定のない場合は、町長が使い道を決定します。)

- ・羅臼町役場担当窓口での申し込み
- ・電話、メール、FAX、郵送などでの申し込み

※役場窓口以外（電話、FAX、郵送）で申し込みされた方へは、役場より寄付金申込書・パンフレット・返信用封筒・振込案内を送付致しますので、返信用封筒にて寄付申込書を返送願います。

② 申し込みいただいた方には羅臼町より振込のご案内をさせていただきますので、指定の口座へお振込みください。

(振込み手数料については、本人負担となりますのでご了承願います。)

※役場窓口で申し込みされた場合は、直接窓口でご寄付していただくことも可能です。

※知床・羅臼まちづくり基金をかたった寄付の強要など、不当な請求が予想されることから、これらを防止するため、本基金は寄付申込書を役場に送っていただき、指定の口座へ送金していただくこととしています。

4 寄付金の額

- 1口5,000円を基本として、何口でも受け付けます。

5 問い合わせ先

- 知床・羅臼まちづくり基金に関するお問い合わせは、羅臼町役場企画振興課まで
お願い致します。

〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

TEL : 0153-87-2114 FAX : 0153-87-2916

E-mail : kikaku.r@rausu-town.jp

- 知床・羅臼まちづくり基金については羅臼町のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.rausu-town.jp>

<政策メニューリスト>

(1) 知床の自然保護・保全事業

- 世界自然遺産の知床は、原生の自然環境と多様な生態系を保持しています。世界的にも貴重な知床の自然環境を人類共通の資産と考え、より良い形で後世に引き継いでいくことが必要です。
- 羅臼町では毎年、ボランティアで知床半島のゴミ拾いを実施していますが、知床半島周辺及び海岸線も含め漂着物が多く、知床の景観や自然環境に大きな影響を与えています。
- 漂着物の調査やビジターに対する自然環境知識の啓発などを含めた自然保護・保全を検討しています。環境の専門家などの意見を参考にしながら、随時最適な事業を実施する方針です。

当面の目標

事業内容：知床半島周辺及び海岸線ゴミ拾い・漂着物調査

概算事業費：500万円

(2) 医療・保健・福祉のまちづくり推進事業（診療所建設事業）

- 世界自然遺産登録後、来町者の増加に伴う観光客の安全確保のための医療体制の充実が求められています。

事業内容：町民及び来町者のための医療体制の充実

(3) 北方領土返還運動事業

- 北方領土は日本固有の領土であり、返還は日本国民の大きな願いです。
- 平成4年から北方四島に住むロシア人との相互交流（ビザなし交流）も積極的に行われ相互理解と交流も行われています。
- 羅臼町では元島民を中心に様々な返還運動を実施しておりますが、寄付を介して国民世論を更に喚起し、より充実した事業の展開を進めていきます。

当面の目標

事業内容：

概算事業費：

北方領土返還要求運動記念塔の設置	500万円
啓発葉書の作成	50万円
啓発看板の作成	150万円

(4) 中学校改築事業

- 羅臼町には市街地区に羅臼中学校及び八木浜地区に春松中学校の2校がありますが、羅臼中学校においては昭和43年に建築され、築後44年が経過、春松中学校は昭和44年に建築され、43年が経過しており、両校ともに劣悪な状況にあり、教育活動に大きな支障をきたしているため、早急な改築が求められています。
- 両校ともに昭和57年以降に適用された耐震基準に適合していないことから早急な対応が求められています。
- 老朽化した中学校の改築を実施し、教育環境の整備に努め、次代を担う子ども達の育成に努めます。

当面の目標

事業内容：中学校の改築

概算事業費：3億円

知床羅臼まちづくり寄付条例及び施行規則

1 知床・羅臼まちづくり寄付条例

平成 17 年 6 月 23 日

条例第 32 号

(目的)

第 1 条 寄付金を財源として、寄付者の社会的投資を具体化することにより、寄付を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 寄付者から收受した寄付金を適正に管理運営するため、知床・羅臼まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、第 1 条の目的に対し寄付された寄付金の額とする。

(寄付金の使途指定等)

第 4 条 寄付者は、自らの寄付金を町長が別に定める事業のうち何れに充てるかを予め指定できるものとする。

2 寄付金のうち前項の指定がないものについては、諸般の事情を勘案して、町長が前項の寄付金の使途に係る指定を行うものとする。また、必要がある場合には当該指定を変更できるものとする。

3 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当っては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の管理)

第 5 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第 6 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第 7 条 基金は、第 1 条に掲げる目的のため、町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第 8 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 知床・羅臼まちづくり寄付条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知床・羅臼まちづくり寄付条例（平成 17 年条例第 32 号。以下「条例」という。）に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ)

第 2 条 条例第 3 条に規定する寄付金（以下「寄付金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

2 寄付金は、寄付申込書（寄付採納願）（様式第 1 号）または募集により受け付けるものとする。

(事業の種類)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項及び第 7 条に規定する町長が定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 知床の自然保護・保全に関する事業
- (2) 医療・保健・福祉のまちづくり推進に関する事業
- (3) 北方領土返還運動に関する事業
- (4) 中学校改築に関する事業

(寄付金台帳の作成)

第 4 条 寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第 2 号）を整備するものとする。

(寄付金の額)

第 5 条 寄付金は、1 口 5 千円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

(事業の報告)

第 6 条 町長は、毎年度半期と通期の運用状況について、町広報及びホームページにて報告しなければならない。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 20 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。